

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所の介護報酬算定の特例

厚生労働省事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて)により、以下のような特例が認められています。**留意事項に配慮し、制度のご利用をご確認ください。**

(令和2年7月1日現在)

自宅への訪問によるサービス提供

第2報 令和2年2月24日
介護保険最新情報Vol770

- ・提供時間が短時間でも、最短の報酬区分(2時間以上3時間未満)で報酬算定が可能です。
- ・1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定は可能です。(ケアプラン上の提供時間が上限)

電話による安否確認等

第6報 令和2年4月7日
介護保険最新情報Vol809

- ・利用者に対し、電話による安否確認等を行った場合、最短の報酬区分(2時間以上3時間未満)が算定可能です。

確認事項:

健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等

- ・休業要請を受けていない場合(営業を続けている場合も含む)でも報酬算定が可能です。
- ・1日1回まで算定が可能です。(休業要請があった場合は2回まで)



サービス提供時間の短縮

第9報 令和2年4月15日
介護保険最新情報Vol818

- ・提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも最短時間の報酬区分を算定可能です。

2区分上位の報酬算定

第12報 令和2年6月1日
介護保険最新情報Vol842

- ・提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬算定が可能です。
(例:実際の提供時間が5時間以上6時間未満→7時間以上8時間未満の単位数を算定可)
- ・2区分上位の報酬を算定できる回数には上限があります。**※詳細は厚生労働省事務連絡をよくご確認ください。**
- ・対象は令和2年6月1日以降サービス提供分からとなります。
- ・7時間以上の報酬区分は延長加算の算定が可能となります。(体制届等は不要です。)
- ・区分支給限度額に変更はありません。



⚠ 留意事項

- ・これらの特例は利用者の同意を得た上でご活用ください。
- ・詳細な算定条件は、厚生労働省事務連絡をご覧ください。
- ・特例を使用する際は必ず担当ケアマネジャーに相談してください。
- ・特例を使用した場合は後日の監査等で説明ができるよう記録を残してください。



! 要確認 !

○「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>